
参考

地域気候変動適応計画



気候変動適応法第十二条

都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画（その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。）を策定するよう努めるものとする。

地域気候変動適応計画

計画策定の目的・意義

- ・気候変動は長期的に影響を及ぼすため、**中長期的な視点で計画的に対策を進める必要**がある。
- ・多様な気候変動影響に適応するため、**全体で整合のとれた取組を推進**することが求められている。
- ・地域における**優先事項を明らかにし適応を効果的かつ効率的に推進**することも重要。

策定の主体

- ・都道府県及び市町村がそれぞれ**単独**で策定
- ・複数の都道府県及び市町村が**共同**で策定

対象範囲

- ・原則として策定を行う**都道府県及び市町村の区域**
- ・区域を超えた適応策が必要となる場合は、関係する他の都道府県及び市町村や国等の関係者と十分に連携・協力しながら策定する必要

形式

- ・**独立した計画**
- ・地球温暖化対策実行計画や環境基本計画等**関連する計画の一部**に組み込む

位置づけ

- ・「**適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画**」であることを**計画自体に明記**するなど、それぞれの状況に応じてしかるべき対応を実施

気候変動影響評価と見直し

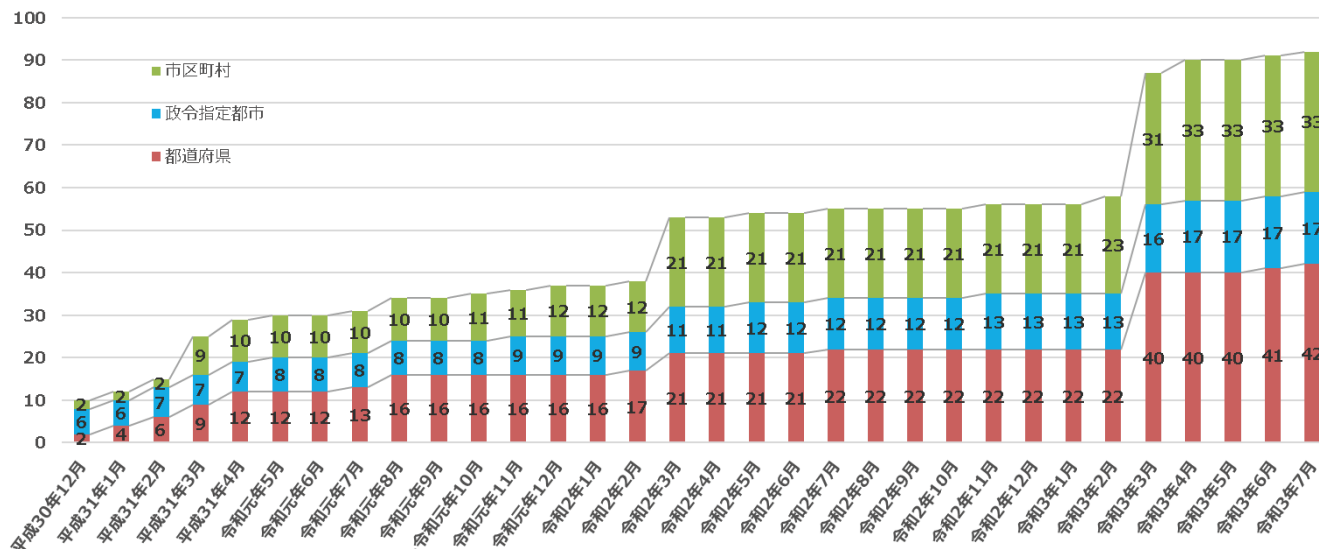
- ・気候変動影響等に関する研究の最新知見を収集し、**定期的に気候変動影響評価を実施**。
- ・**気候変動影響評価に基づいて地域適応計画を見直し**。

平成30年11月「地域気候変動適応計画策定マニュアル」を作成・公開しました

入手可能な情報を使って**地域気候変動適応計画**（以下、「**地域適応計画**」）を**策定・変更する標準的な手順**や**参考となる情報・考え方を提供**しています。

適応法に基づく地域適応計画の策定状況（令和3年7月現在）

地域気候変動適応計画 策定状況（累計）



気候変動適応情報プラットフォームの情報を元に作成 http://www.adaptation-platform.nies.go.jp/lets/local_list_plan.html

16

策定の形式		都道府県	政令市	市区町村
地域気候変動適応計画単独		7	0	1
地方公共団体実行計画の一部 の一部		26	16	22
環境基本計画 の一部	地方公共団体実行計画と地域気候変動適応計画のみ合わせて策定	1	0	9
	それ以外の計画とも合わせて策定※	8	1	1

計画策定期期	都道府県	政令市	市区町村
平成27年度	0	3	1
平成28年度	5	3	0
平成29年度	3	3	1
平成30年度	2	1	8
令和元年度	6	2	11
令和2年度	25	4	10
令和3年度	1	1	2

※環境教育等の行動計画、生物多様性戦略、廃棄物処理計画
その他、自治体の条例に基づく計画等を合わせて策定している事例がある

- 地域の講演会への講師派遣や検討会の委員就任
- 地方公共団体等を対象とした研修や意見交換会の開催
- 地域気候変動適応センター訪問・ヒアリング
- 地方公共団体等の作成した計画やパンフレットに対する助言 等を実施

適応関連講師派遣

- 98件の講師派遣を行い、計6,000名超の参加者に向け講演（2018/9-2021/3）
- 2020年度の派遣先：滋賀県、茨城県、富山県、愛媛県、福岡県、白井市、印西市、栃木県 他

適応関連検討会等への対応

- 2020年度の対応先：北海道、新潟県、栃木県、茨城県、神奈川県、富山県、滋賀県、愛媛県、福岡県、長崎県、川崎市、船橋市、八千代市、千代田区、葛飾区 他

研修会の実施

- 気候変動適応研修（初級コース）を開催（東北7/31、中国四国8/7、近畿8/28）し、全国約90の地方公共団体・地域適応センター・関連団体等から約140名参加（3か所合計）
- 民間事業者を対象とした気候変動適応推進シンポジウムを10/23に開催し、約300名参加（うち約7割が企業関係者）
- 地域の気候変動適応推進に向けた意見交換会を10/30に開催し、100名以上参加
- 気候変動適応研修（中級コース）を1/29に開催し、全国の地方公共団体等から約200名参加

地域適応センターとの意見交換会

- 計25センターと意見交換会を対面もしくはオンラインにて実施。（2020/4-2021/3）
- センターの要望・課題をヒアリング



気候変動適応研修（東北7/31）の様子

「地方公共団体実行計画」の概要（地球温暖化対策推進法第21条）

【事務事業編】

- 「地球温暖化対策計画」に即し、全ての地方公共団体に策定を義務づけ
- 内容：地方公共団体自らの事務事業に伴い 発生する温室効果ガスの排出削減等の措置
(例) 庁舎や地方公共団体が管理する施設の省エネ対策 等



【区域施策編】

- 「地球温暖化対策計画」に即し、都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市に策定を義務づけ。
- 施行時特例市未満の市町村の策定は努力義務。
- 内容：その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策（以下の4項目）と、**施策の実施目標**
 - ・ 再生可能エネルギー導入の促進
 - ・ 地域の事業者、住民による省エネその他の排出抑制の推進
 - ・ 都市機能の集約化、公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善
 - ・ 循環型社会の形成
- 市町村は、**地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）**に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努める。
- 都市計画等温室効果ガスの排出抑制と関係のある施策と実行計画の連携

※赤字は改正地球温暖化対策推進法(令和3年6月2日公布)に係る部分。公布の日から起算して一年を超えない範囲において政令で定める日から施行

地方公共団体実行計画の策定状況(2020年10月調査時点)

団体区分	団体数	事務事業編		区域施策編	
		策定団体数	策定率	策定団体数	策定率
都道府県	47	47	100.0%	47	100.0%
指定都市	20	20	100.0%	20	100.0%
中核市	60	60	100.0%	60	100.0%
施行時特例市	25	25	100.0%	25	100.0%
その他市町村	1,636	1,459	89.2%	433	26.5%
合計	1,788	1,611	90.1%	585	32.7%

地域脱炭素ロードマップ～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～（概要）

6月9日に国・地方脱炭素実現会議第3回会合を開催し、本ロードマップを決定。

キーメッセージ

- ▶ 地域脱炭素は**地域の成長戦略**
- ▶ **再エネ等の地域資源の最大限の活用**により、**地域の課題解決**に貢献
- ▶ 一人ひとりが主体となって**今ある技術**で取り組める
⇒ 地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献



第3回 国・地方脱炭素実現会議（令和3年6月9日）（出典：首相官邸HP）

ロードマップ実現のための具体策

今後5年間に対策を集中実施し、

- ① 2030年度までに**100カ所以上の「脱炭素先行地域」**（※）の創出
- ② 屋根置き太陽光やゼロカーボン・ドライブなど**重点対策を全国で実施**により、地域の脱炭素モデルを全国そして世界に広げる

（※）民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロまで削減。また、運輸部門や燃料・熱利用等についても、国全体の削減目標と整合するレベルに削減。IoT等も活用しながら、取組の進捗や排出削減を評価分析し、**透明性**を確保する。

3つの基盤的施策

<1> 地域と国が一体で取り組む 地域の脱炭素イノベーション

- ① エネルギー・金融等の知見経験を持つ人材派遣の強化
- ② REPOS、EADAS、地域経済循環分析ツールなど、デジタル技術も活用した情報基盤・知見を充実
- ③ 資金支援の仕組みを抜本的に見直し、**複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームを構築**

<2> グリーン×デジタルで ライフスタイルイノベーション

- ① カロリー表示のように製品・サービスの**CO2排出量の見える化**
- ② 脱炭素行動への**企業や地域のポイント**等のインセンティブ付与
- ③ **ふるさと納税の返礼品としての地域再エネの活用**

<3> 社会を脱炭素に変える ルールのイノベーション

- ① 改正温対法に基づく**促進区域内の再エネ事業促進**
- ② 風力発電の特性に合った環境アセスメントの最適化
- ③ **地熱発電の地域共生による開発加速化**
- ④ **住宅の省エネ基準義務付け**など対策強化に関するロードマップ策定

再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業



【令和3年度予算 1,200百万円 (新規)】

【令和2年度3次補正予算 2,500百万円】

再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症による地域経済のダメージや気候変動に伴う災害の激甚化を踏まえ、地域経済の活性化・新しい再エネビジネス等の創出・分散型社会の構築・災害時のエネルギー供給の確保につながる地域再エネの最大限の導入を促進するため、地方公共団体による地域再エネ導入の目標設定や合意形成に関する戦略策定の支援を行うとともに、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援や持続性向上のための地域人材育成の支援を行う。

2. 事業内容

地域に根ざした地域再エネ事業を推進するには、地方公共団体が地域関係者と連携して、地域に合った再エネ設備の導入計画、地域住民との合意形成、生産した再エネ消費先確保・再投資、持続的な地域再エネ事業の経営に関する課題を解決する必要があるため以下の事業を実施する。

(1) 地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援

- ①2050年を見据えた地域再エネ導入目標策定支援
- ②円滑な再エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援

(2) 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

地域再エネ導入目標に基づき再エネ導入促進エリア等において地域再エネ事業を実施・運営するための官民連携で行う事業スキーム（電源調達～送配電～売電、需給バランス調整等）の検討から体制構築（地域新電力等の設立、自治体関与）までを支援

(3) 地域再エネ事業の持続性向上のための地域人材育成（ネットワーク構築、相互学習等）

地域再エネ事業の実施に必要な専門人材を育成し、官民でノウハウを蓄積するための地域人材のネットワーク構築や相互学習等を行う

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1)間接補助(定率、定額), (2)間接補助 (定率) , (3)委託事業
- 補助対象 (1), (2)地方公共団体, (3)民間事業者・民間団体等
- 実施期間 令和3年度～令和5年度

4. 事業イメージ

